

# 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」募集要領

## 1 目的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館（物販店舗）」（以下「アンテナショップ」という。）において、小規模事業者の商品等をテスト販売する仕組みを整備し、県内事業者の「打って出る」取組を支援する。

## 2 概要

### (1) 内容

別紙「チャレンジ商品認定基準」に適合し、県が認定した商品（以下「チャレンジ商品」という。）をアンテナショップで1ヶ月間販売する。

#### 【チャレンジ商品に認定された商品のメリット】

- ・アンテナショップ「今月の注力商品」コーナーで1ヶ月間、テスト販売できる
- ・商品に対する消費者の感想・意見等を納入事業者にフィードバック
- ・「アンテナショップ催事出展支援金」の拡充（7,500円/日の増額）  
※「アンテナショップ催事出展支援金要領」参照（URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/saijibosyuu/>）

**※定番化にあたっては、認定期間終了後、運営事業者との商談が必要となりますのでご注意ください**

### (2) 対象商品

アンテナショップでの販売実績がない商品に限ります。

ア 加工食品、弁当及び民芸品（※弁当については、出来る限り栄養成分を表示すること。）

イ 一次産品等、アに掲げる以外の商品で、販路拡大・輸出促進課長が必要と認めたもの

※物販店舗では、原則として次に掲げるものはチャレンジ商品の対象としない。

- ① 1商品の大きさが高さ25cm×奥行35cm×幅30cmを超えるもの
- ② 弁当以外の商品で賞味期限が3日間以下のもの
- ③ においがきついもの
- ④ 大きな音のするもの
- ⑤ その他、店舗営業に支障を及ぼす可能性があるもの

### (3) 応募資格

①鳥取県内に鳥取県産業振興条例に定める事務所等を有する企業、生産加工グループ、民芸芸事業者等  
※鳥取県産業振興条例に定める事務所等

本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設

②原則として販売期間中にアンテナショッププロモーションゾーン（以下「プロモーションゾーン」という。）での出展ができること

※ただし、プロモーションゾーンでの出展時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

### (4) 申請商品数

今回募集分で申請できる商品数は、1事業者当たり原則1回当たりは6商品とする。なお複数回申請することは妨げない。

※サイズ違い、色違いは1商品扱いとする。

### (5) 値入れ率

目安として、食品60～70%、非食品60%（何れも委託）とします。

（※アンテナショップでの販路拡大（継続取引）を考えられる場合は、値入れ率60%が基本となります）

### (6) 送料の負担

送料は往復事業者負担とする。

## (7) 流れ

### ① 申請

「商品エントリーシート（様式第1号）」及び「認定申請書（様式第2号）」により、県に申請する。  
なお、加工食品、弁当については、原則として商品または商品画像（販売形態のもの）を添付すること。加工食品、弁当については申請に先立ち、食品表示に関する各種法令の適合性について各担当部署に確認すること（別添チラシ参照）。また、申請の前後にプロモーションゾーンの利用申込もあわせて行うこと（お問合せ：アンテナショップ運営事務局 TEL:03-6274-6134）。

### ② 審査・認定

県が認定基準に基づき、申請のあった商品の審査を行い、基準に適合した商品をチャレンジ商品として認定し、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）に認定書を通知する。

### ③ アンテナショップ運営事業者との調整

チャレンジ商品に認定された商品の取扱いについて、アンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という。）と認定事業者が販売時期等の調整を行う。

### ④ 販売

アンテナショップでチャレンジ商品を1ヶ月間販売する。

※ 販売期間は原則、月始めの1日から月末までの1ヶ月間とする。

※ 販売開始期間は、最終的に運営事業者が決定する。（販売スペースの都合等により、認定を受けてもすぐに販売とならない場合がある。）

※ 販路拡大・輸出促進課より要請があれば、可能な範囲でサンプル提供に応じること。

### ⑤ 情報のフィードバック

消費者から寄せられたチャレンジ商品に対する感想・意見等を取りまとめ、チャレンジ商品の認定事業者にフィードバックする（※4. 留意事項をご一読ください）。

## 3 申込み

### (1) 申込みに当たって

随時受け付けていますので、本要領及び別紙「チャレンジ商品認定基準」を熟読の上、以下の提出書類をご記入いただき、Eメール、ファクシミリ又は郵送にてお申し込みください。

締切：原則、販売を希望する月の前月7日までに申し込むこと。

※ただし、法令確認・修正のために希望する月に間に合わないことがあります。

### (2) 提出書類

「商品エントリーシート（様式第1号）」及び「認定申請書（様式第2号）」

※認定申請書及び商品エントリーシートの様式は、県市場開拓局ホームページの下記アドレスからダウンロードできます。 【URL】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/challenge/>

### (3) 申込先・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県市場開拓局販路拡大・輸出促進課（小林）

TEL：0857-26-7767 ファクシミリ：0857-21-0609

Eメール [hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp](mailto:hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp)

## 4 その他：実施にあたっての留意事項

### (1) プロモーションゾーンでの出展について

原則として、販売期間中にプロモーションゾーンに出展いただくこととします。申請にあたっては、あわせてプロモーションゾーンの利用申込をしていただく必要がございます。

### (2) アンケート葉書へのご記入について

認定された場合、消費者からのご意見を集める為のアンケート葉書を申請事業者に送付します。

葉書裏面の「商品名」、「製造者名・販売者名」にご記入いただき、送られる商品と同数を商品と同梱して発送してください。これがないと、「チャレンジ商品」として扱えない場合がございます。

### (3) フィードバック後のアンケート回答について

フィードバック時にアンケート用紙を同封しますので、制度を利用された感想等を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール等で返信してください。